特定非営利活動法人日本楽友協会定款

第一章　総　則

（名称）

第一条　この法人は、特定非営利活動法人日本楽友協会という。

（事務所）

第二条　この法人は主たる事務所を東京都港区西麻布１丁目10番16号西麻布ロイヤルビル３０１号室に置く

（目的）

第三条　この法人は音楽家及び音楽を愛好するメンバーで構成し、会員相互の音楽における芸術的表現を追求し、演奏技術の向上を目指すとともに、演奏活動を通してクラシック音楽を中心とした幅広い音楽の普及と発展に努め、我が国における音楽分野の振興に寄与する。

（特定非営利活動の種類）

第四条　この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

（１）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

（２）国際協力の活動

（３）前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

（事業の種類）

第五条　この法人は、第三条の目的を達成するために、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

（１）中国を中心とした海外の優れた音楽家の演奏会事業

（２）国内の若手演奏家の演奏事業及び援助

（３）音楽演奏に興味を持つ人たちへのワークショップ事業

（４）その他目的を達成するための必要な事業

２　この法人は次のその他事業を行う

（１）音楽演奏家に係る物販事業

３　前項に掲げる事業は第一項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第一項に掲げる事業に充てるものとする。

第二章　会　員

（種別）

第六条　この法人の会員は次の１種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」と言う）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

（入会）

第七条　会員の入会については特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとする。

３　理事長は前項の申し込みがあった時、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

４　理事長は、第２項のものの入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第八条　会員は総会において別に定める入会人及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第九条　会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

（１）退会届を提出したとき

（２）本人が死亡、もしくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅した時

（３）除名されたとき

（退会）

第十条　会員は理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会する事が出来る。

（除名）

第十一条　会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議のよりこれを除名することができる。

（１）この定款に違反した時

（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

２　前項に規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第三章　役　員

（種別及び定数）

第十二条　この法人に、次の役員を置く

（１）理事　３人以上７人以内

（２）監事　１人以上２人以内

２　理事のうち１人を理事長とする。

（選任等）

第十三条　理事及び監事は、総会において選任とする。

２　理事長は理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の １ を超えて含まれてはならない。

４　法二十条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることが出来ない。

５　監事は理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

（職務）

第十四条　理事長はこの法人を代表し、その業務について総理する。

２　理事長以外の理事は法人の業務についてその法人を代表しない。

３　理事長以外の理事は理事長に事故のあるとき又は理事長が欠けた時はあらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５　監事は次に掲げる職務を行う。

（１）理事の業務執行の状況を監査する。

（２）この法人の財産の状況を監査する事。

（３）前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官庁に報告する事。

（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集する事。

（５）理事の業務執行の状況又は、この法人の財産の状況について、理事に意見を述べる事。

（任期等）

第十五条　役員の任期は２年とする。但し再任は妨げない。

2　補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第十六条　理事又は監事のうち、その定数が３分の１を超えるものが欠けた時は遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第十七条　役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することが出来る。

（１）心身の故障のため職務の遂行に耐えられないと認められるとき。

（２）職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があった時。

2　前項の規定により、役員を解任しようとする場合には、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）

第十八条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受け取ることが出来る。

2　役員はその職務を執行するために要した費用を弁償することが出来る

3　前２項に関して必要な事項は、総会の決議を経て、理事長が別に定める。

第四章　会　議

（種別）

第十九条　この法人の会議は、総会及び理事会の２種とする。

2　総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第二十条　総会は正会員をもって構成する

（総会の権能）

第二十一条　総会は以下の事項について議決する。

（１）定款の変更

（２）解散及び合併

（３）会員の除名

（４）事業計画及び予算並びにその変更

（５）事業報告及び決算

（６）役員の選任及び解任
（７）役員の職務及び報酬
（８）入会金及び会費の額
（９）資産の管理の方法
（１０）借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第四十七条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
（１１）解散における残余財産の帰属
（１２）事務局の組織及び運営
（１３）その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第二十二条　通常総会は毎年１回開催する。

２　臨時総会は次に掲げる場合に開催する

（１）理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

（２）正会員総数の５分の１以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

（３）監事が第十四条第５項第４号の規定に基づいて招集するとき。

（総会の招集）

第二十三条　総会は前条第２項第３号の場合を除いて理事長が招集する。

２　理事長は前条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに通知しなければならない。

（総会の議長）

第二十四条　総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第二十五条　総会は正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会する事が出来ない。

（総会の議決）

第二十六条　総会における議決事項は、第二十三条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

（総会での表決権等）
第二十七条　各正会員の表決権は、平等なものとする。
　　２　やむ得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法を持って表決し、
又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
　　３　前項の規定により表決した正会員は、前２条及び次条第１項の適用について総会に出席したものとみなす。
　　４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。
（総会の議事録）
第二十八条　総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）　日時及び場所
（２）正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する事）
（３）　審議事項
（４）　議事の経過の概要及び議決の結果
（５）　議事録署名人の選任に関する事項
２　議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。
（理事会の構成）
第二十九条　理事会は理事をもって構成する。
（理事会の権能）
第三十条　理事会は、この定款に別に定める事項の他、次の事項を決議する。
（１）　総会に付議すべき事項
（２）　総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）　その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
（理事会の開催）
第三十一条　理事会は次に掲げる場合に開催する
（１）　理事長が必要と認めたとき
（２）　理事総数の２分の１以上から理事会の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき

（理事会の招集）

第三十二条　理事会は理事長が招集する。

2　理事長は前条第２号の規定による請求があった時は、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

3　理事会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも５日前までに、通知しなければならない。

（理事会の議長）

第三十三条　理事会の議長は、理事長があたる。

（理事会の議決）

第三十四条　理事会における議決事項は、第三十二条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2　理事会の議事は理事総数の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決することとする。

（理事会での表決権等）

第三十五条　各理事の表決権は、平等なものとする。

2　やむ得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された、事項について書面を持って表決することが出来る。

3　前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第１項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4　理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

（理事会の議事）

第三十六条　理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあってはその旨を付記する事。）

（３）審議事項

（４）議事の経過の概要及び議決の結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

2　議事録には議長及びその会議において選任された議事録署名人２人が記名押印又は署名しなければならない。

第五章　資　産

（資産の構成）

第三十七条　この法人の資産は、次の号に掲げるものをもって構成する。

（１）設立当初の財産目録に記載された資産

（２）入会金及び会費

（３）寄付金品

（４）財産から生じる収益

（５）事業に伴う収益

（６）その他の収益

（資産の区分）

第三十八条　この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の２種とする。

（資産の管理）

第三十九条　この法人の資産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第六章　会　計

（会計の原則）

第四十条　この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

（会計の区分）

第四十一条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計、その他の事業会計の２種とする。

（事業年度）

第四十二条　この法人の会計年度は毎年１月１日に始まり同年１２月３１日に終わる。

（事業計画及び予算）

第四十三条　この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第四十四条　前条の規定の関わらず、やむ得ない理由により予算が成立しない時は、理事長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じる事が出来る。

2　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算の追加及び更生）

第四十五条　予算の成立後にやむ得ない事情が生じたときは、総会の議決を経て規定予算の追加又は更生をすることが出来る。

（事業報告及び決算）

第四十六条　この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2　決算上剰余金を生じた時は次事業年度に繰り越すものとする。

（臨機の処置）

第四十七条　予算をもって定めるものの他、借入金の借入その他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第七章　定款の変更　解散及び合併

（定款の変更）

第四十八条　この法人が定款の変更をしようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第３項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2　この法人の定款の変更（前項に規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第四十九条　この法人は次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動の係る事業の不能
（３）正会員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続き開始の決定
（６）所轄庁による設立の認証の取り消し

2　前項第１号の事由により、この法人が解散するときは正会員総数の４分の３以上の決議を経なければならない。

3　第１項第２号の事由によりこの法人が解散するときには、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第五十条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）した時に残存する財産は、法第十一条第３項に掲げる者の内、総会において決議したものに譲渡する。

（合併）

第五十一条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員の４分の３以上の決議を経、かつ、所属庁の認証を得なければならない

第八章　公示の方法

（公示の方法）

第五十二条　この法人の公告は、この法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。但し法第二十八条の２第１項に規定する貸借対照表の公示についてはこの法人のホームページにおいて行う。

第九章　事務局

（事務局の設置）

第五十三条　この法人に、この法人の事務を処理するために、事務局を設置する事ができる。

２　事務局には事務局長及び必要な職員を置くことが出来る。

（職員の任免）

第五十四条　事務局長及び職員のの任免は理事長が行う。

（組織及び運営）

第五十五条　事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

第十章　雑　則

（細　則）

第五十六条　この定款の施行について必用な細則は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。

附則

１　この定款はこの法人の成立の日から施行する。

２　この設立時の役員はつぎのとおりとする。

理事長　東京　前田吉實

理事　　東京　袁敏宜

理事　　東京　今瀬康夫

理事　　香川　入谷敦子
理事　　香川　植田　馨
監事　　神奈川　久次米憲男

3　この法人の設立当初の役員の任期は第十五条第１項の規定にかかわらずこの法人の設立の日から平成３１年3月３１日までとする。

4　この法人の設立当初の事業年度は第四十二条の規定にかかわらず、平成３０年１２月３１日までとする。

5　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第四十三条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第八条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

（1）入会金　正会員（個人）１，０００円　（団体）５，０００円

（2）年会費　正会員（個人）５．０００円　（団体）１０，０００円とする